

「石川県再生可能エネルギー推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 募集期間 令和3年12月22日（水）～令和4年1月21日（金）
 2 寄せられたご意見 63件

No.	ご意見の内容（概要）	左記に対する考え方
第1章 計画改定の背景・趣旨		
1	<p>本再エネ計画では、ソーラー発電・風力発電など再エネを電力に変換して使用することを中心に記載されているが、視野を広く取り、太陽熱利用、氷雪利用など熱は熱として効率よく利用することを2件検討範囲に加えていただきたい。</p> <p>①本再エネ計画では、ソーラー発電の記述があるが、太陽熱を熱としてそのまま利用することには殆ど触れられていない。太陽熱利用（太陽熱温水器）の推進を本計画に加えていただきたい。</p> <p>②石川県は、豊富な氷雪に恵まれた地域である。江戸時代に加賀藩から幕府に氷室の氷雪が献上された歴史がある。断熱技術が現代は格段に向上し、且つ氷雪を圧縮する技術・機材もある。北海道、新潟県上越市、福島県等で数多く冷熱エネルギーが実用化されている。氷雪活用を本計画に加えていただきたい。</p>	<p>太陽熱利用や雪氷熱利用をはじめとした再生可能エネルギー熱利用については、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーとして、市町とも連携して導入を促進していくこととしており、いただいたご意見も参考にしつつ、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>東京大学生産技術研究所の林昌奎教授によれば、波力発電の装置は立地条件に合わせてカスタマイズしなければならず量産化が難しいということですが、石川県の長い海岸線はそのような条件をクリアできる可能性が大きいと言えるのではないのでしょうか。問題は漁業権を初めとして海浜利用に関わる関係者の利害関係をどのように調整し同意を得ていくのか、また実用化に向けて大学をはじめ、産業界、経済界の協力をどのように取り付けていくのか、という点にあると思うが、この点は県をはじめとした行政のリーダーシップが強く求められるところだと思えます。</p> <p>現在、実用化された技術として普及していないということで、推進計画案には波力発電について全く触れられていませんが、今後の検討課題として是非一項目掲げて頂きたい。</p>	<p>本計画は、国のエネルギー基本計画を踏まえて策定することとしておりますが、波力発電に関しては、昨年策定された第6次エネルギー基本計画において個別の言及がないことから、本計画においても個別の電源として位置付けをしていないところです。</p> <p>波力発電を含む利用技術が実用化されていない再生可能エネルギーについては、国において、実用化に向けた研究開発や実証への支援を行っていることと承知しております。</p> <p>本県でも、P37の施策④において、エネルギー・脱炭素化分野に関する県内企業への研究開発支援を行っていくこととしており、いただいたご意見も参考にしつつ、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

3	<p>5 ページ目に「条件のよい風況 能登地域を中心に、好風況となっている。」とありますが、能登と加賀の風況はさほど大きく違わないように見えます。いろいろな問題を生じる可能性のある風力発電施設を能登地方に押し付けようとする意図が見えます。計画案の修正を求めます。</p>	<p>陸上の風力発電に関しては、風況の面では、風速 6.0m/s 以上の地域が適地とされており、P5 に掲載の風況マップでは、黄色～オレンジ色～赤色～紫色で示された地域が該当しますが、大きく能登地域と加賀地域で比較すると、能登地域の方が風速 6.0m/s 以上の地域が多い状況にあることから、このような記載としております。</p>
4	<p>国の施策・指針等に基づく再エネの数値目標の達成ありきではなく、石川県の地域特性に基づいた、電気・エネルギーをいらずに消費しないライフスタイルの見直しを提言として盛り込むべきと思います。</p> <p>一般家庭における電気消費量(依存度)の急激な増加を顧みず、厳しい再エネ数値目標設定に安直に繋げてしまう事は、本県における自然環境等の資産を不可逆的に損なうものと考えます。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーのみならず、省エネ対策、吸収源対策、その他の温室効果ガスの排出削減対策を一体的に進めていくことが重要であると考えており、本県では、「石川県環境総合計画」において、関係部局が連携して取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
5	<p>能登に風力発電の計画(180基)があり色々問題が出ています。小さな半島にそれだけの物が必要なのでしょうか。</p> <p>原発もある能登になぜ?と勝手に思います。</p> <p>能登に住む私達の暮らしはどうなっていくのか大変不安です。</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p> <p>なお、導入目標については、P29 の【導入目標の考え方】に記載のとおり、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>
<p>第2章 本県における再生可能エネルギーの現状</p>		
6	<p>(太陽光、風力)コスト低減、価格低下とありますが、代償としての自然破壊が大きすぎる。大消費地まで送電するなど、コスト低減とは思えない。地産地消とは聞こえは良いが、大規模電源として活用するのはリスクが大きい。先日北海道で小型の風力のハネが落下したばかり。(子供たちに残せるものではない)</p> <p>世界的に見ても再生エネルギーとは自然破壊エネルギーとなっている。石川の土地を大切にしてほしい。</p> <p>今後、食料危機が問題となってくると言われている中、自然破壊はこれからの子供たちにリスクしか残さないのではないのでしょうか。</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p> <p>なお、導入目標については、P29 の【導入目標の考え方】に記載のとおり、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>
7	<p>再生エネルギーには、反対ではありませんが、能登の大切な里山、里海を壊してまで、太陽パネルや、風力発電の推進には、反対です。</p> <p>自然破壊によって、そこに住む人たちの健康も食も脅かされます。</p> <p>どうか住みやすい田舎の環境を壊すのだけは避けて欲しいです。</p>	

第3章 改定にあたって考慮すべき情勢の変化

8	<p>項目(5)「地域との共生」再エネ設備導入にあたり、現状最大の問題がここにあると考えます。特に能登半島で計画が「乱発」されている風力発電について、同項目に掲載されているようなフローの実施・実現は皆無です。</p> <p>事業者においてはまず計画地地権者との仮契約を終えた上で、環境アセスメント手続きの公開に進むという、プロセス上の大きな問題が生じています。</p> <p>これにより計画が明るみに出た段階で、地域住民間で分断が発生し、疲弊した過疎地域においては、再エネ問題以前の大きな問題が、現に発生しています。</p> <p>従って計画の立案においては、まず各市町村にその全貌を明らかにし、計画地自治会住民に意見を求めた上で、最後に土地所有者の判断を求めるようにする必要があります。</p>	<p>FIT 制度では、「事業計画作成の初期段階から 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施すること」を努力義務としており、違反した場合には、再生可能エネルギー特別措置法に基づく国による指導・助言の対象となります。</p> <p>本県としては、施策②の【主な取組】「適切な再生可能エネルギー事業の実施の促進」において、国及び市町と連携して、事業者の計画を早期に共有し、地域住民への説明や関係法令の遵守を促していくこととしております。</p>
9	<p>ライフサイクルアセスメントの考えが広がってくると、現時点で再生可能エネルギーだとみなされているものが、対象から外れてくる可能性があるため、電気を作るプロセスを正確に把握しておく必要があります。</p> <p>木質バイオマス発電は石炭より炭素排出係数が高く、有効な気候変動対策とはみなされなくなっていく可能性が高いので、注意が必要です。</p> <p>脱炭素の旗を振っているヨーロッパでは、森林破壊を伴う再エネ開発は、脱炭素に貢献するものとはみなされません。せっかく再エネ開発をしても、クリーンなエネルギーというお墨付きを得られないことになれば、投資家は資金を引き揚げ、不良債権／座礁資産化してしまう懸念があります。</p> <p>再生可能エネルギーを推進するだけでは不十分だというのが、世界的な流れです。温室効果ガスの排出削減計画、吸収・貯留計画も必要になります。再生可能エネルギーの推進が思うように進まない場合、温室効果ガスの排出削減計画や吸収・貯留計画をもって、交渉することも可能ではないかと思えます。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーのみならず、省エネ対策、吸収源対策、その他の温室効果ガスの排出削減対策を一体的に進めていくことが重要であると考えており、本県では、「石川県環境総合計画」において、関係部局が連携して取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
10	<p>石川県の地理地勢、地域特性からみると長い海岸線と北西風を考えると大規模な浮体式洋上発電の提案が重要と思われませんが、これには既存漁業との共存共栄のため新たな取り組み方、例えば栽培漁業の新方式、デジタル技術の応用による大陸諸国の不当漁業抑止の方法などは本県の特筆すべき課題と思えます。</p> <p>またこのような客観的な事象のほかに利害関係者即ち漁業関係者の浮体式洋上発電の受入れに関する諸条件の課題整理とその事業者への提案が十分でなければなりません。大規模施設の建設と30年間近くの稼働にはメンテナンスも必要であり、県内産業との連携及びその中継機能、拠点港湾の整備、自治体の税収入なども念頭に置く必要があります。新たな雇用創出も見込まれます。基金造成や漁業補償の在り方も一定の方向性を示す必要性があります。</p>	<p>洋上風力発電については、国が促進区域を指定し、海域の長期占用を許可する再エネ海域利用法の枠組により、漁業等との共存共栄、関連産業の健全な発展などの観点も踏まえて、案件形成が進められていくものと認識しており、引き続き、関連情報の収集等に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>

第4章 基本方針等

11	<p>住民が反対するような自然破壊につながりかねない企業による再生可能エネルギー事業は認めない。そのために条例など規制できる法をつくる</p> <p>「美しい景観、県民の生活環境との調和が図られるよう留意する」とありましたが、留意ではなく、図られなければ認めないにしていきたい。</p> <p>住民が反対するのは調和できないからだと思うからです</p>	<p>令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、再生可能エネルギー施設の立地を環境保全に支障のない区域に促すための制度が新たに設けられました。</p> <p>この制度では、市町村が環境保全に支障のないエリアに設定した促進区域において、事業を行おうとする事業者に対し、関係法令手続の簡素化の優遇措置を与えるとともに、地域貢献の取組を行わせることで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが期待されております。</p> <p>本県では、この制度への対応として、都道府県が定める環境配慮基準の検討や促進区域の設定主体である市町村への情報提供に取り組み、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
12	<p>「第4章基本方針、第5章施策の展開、第6章計画の推進」の各項目において「自然環境や景観に係る影響がある」と記述し、「調和を図る」としているが不十分な記載である。</p> <p>風力発電機の設置並びに太陽光パネルの設置に係る景観阻害や県民の住環境並びに自然環境と生物多様性にもたらす悪影響は必至であり、「影響の可能性はある」という認識は希薄であり、自然環境の保全に対する配慮を欠いた「方針」であり、「計画」である。</p> <p>再生可能エネルギーの推進は本県の自然環境の保護・保全施策と県民の生活環境の安全・安心を妨げるものであっては本末転倒である。県内各地の風発計画においては自然環境に最大の配慮するよう指針に明記すべきである。自然に配慮しない再生エネルギー事業は単なる「開発事業」である。</p> <p>県の自然エネルギー利用の青写真が明確ではない。基本的指針をもっと明確にして、県民が論議できるようにするべきである。</p> <p>現在、民間事業者が能登半島における風力発電事業を促進していると認められるが、能登半島一円に計画される風力発電機の過密な計画は著しく自然環境の配慮を欠いたものであり、事業者だけが先行している計画だと推察される。県や市の関わりが分かり難く、県がすすめたいとする自然エネルギー利用の未来が分からない。</p>	<p>国は、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーについて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくこととしております。</p> <p>本県としても、再生可能エネルギーの導入は、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策等の観点からも重要であり、また、地域の活性化や産業振興といった地域の課題解決に結びつけることが期待できることから、今後も着実に推進していくこととしております。</p> <p>しかしながら、再生可能エネルギーは設置場所や規模によっては、自然環境や景観、県民の生活環境へ影響を及ぼす可能性があることから、石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和が図られるよう留意する必要があると考えております。</p> <p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>

13	<p>P. 28 の(3.)に「再生可能エネルギーは環境にやさしいエネルギー源ではあるが」という記述があるが、メガソーラーや大規模風力発電の有り様を見れば分かるように、誤りであるので削除願いたい。</p>	<p>再生可能エネルギーは、国のエネルギー基本計画で「温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源」と位置付けられており、その意味において環境にやさしいエネルギー源と表記しております。</p>
14	<p>エネルギーは地産地消を前提として再生エネルギーを推進する分散型エネルギーの大巾な普及を促進する</p>	<p>レジリエンス向上や、雇用創出など地域活性化に資する「エネルギーの地産地消」を進めていくためには、再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギーの導入拡大とその有効利用が重要であると認識しており、P34の「施策③ 分散型エネルギーの普及促進」に記載の取組を通じて、分散型エネルギーの普及促進を図っていくこととしております。</p>
15	<p>3の「導入目標」について 2030年度における目標総量を、ライフスタイルの見直し(いたずらに電気を消費しない)を含めた形とし、減少させることが必要と考えます。 すなわち、現行火力等、化石燃料由来の発電総量の削減も同時に盛り込む事により、実質的な再エネ発電総量・比率に繋がるものと考えます。</p>	<p>国は、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギーを徹底するとともに、再生可能エネルギーについて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促進していくこととしております。 本県としても、こうした国の方針に呼応して、再生可能エネルギーの導入を推進していくため、地域との調和を前提とした再生可能エネルギーの導入目標を本計画において設定したところです。 節電を含めた省エネ対策については、本計画の内容を盛り込むこととしている「石川県環境総合計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入、その他の温室効果ガスの排出削減対策と一体的に取組を進めてまいります。</p>
16	<p>3の「導入目標」について 各発電手段において、陸上風力の増加見込みが大き過ぎます。 計画地の大半が能登半島の脊梁山地に集中しており、このような場所を大規模に開発することは、能登半島・石川県の資質を不可逆的に損なう事態になる事は明らかです。 安易に風況マップにて陸上風力容量増加を見込む事は許されません。</p>	<p>導入目標の内訳として記載している風力発電の導入見込量は、P49の参考資料3(2)に記載のとおり、県で把握している事業計画を参考に算出しているものですが、この導入目標は、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>
17	<p>風力発電 180 基計画なんてとんでもない。土壌どしゃくずれで破壊する里山をこわすなんて、こまる。能登の世界農業遺産を傷つける風力発電はいらない。トキを石川にもってこようと計画している時に相反することはできない。(原発なんかいない) 海に土しゃ流入して海の生き物をこわすことは自分たちの生命をこわすことと同じだ。やめてほしい。</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。 なお、導入目標については、P29の【導入目標の考え方】に記載のとおり、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>

18	<p>狭い能登半島に計画 180 基は多すぎます 海も山もこれからの地球にとって環境保全をして子供達に伝えてゆきたいのに、国策のもと大きな開発で世界に誇る能登の地を将来的に破戒の方向はとて残念です</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p> <p>なお、導入目標については、P29 の【導入目標の考え方】に記載のとおり、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>
19	<p>里山の風景を子どもたちの世代に残すためにも、自然を壊す再生エネルギーの開発には断固反対します。一部の業者が儲かるだけの事業には納得が行かないし、住民の負担になるような開発はしないでほしい。能登には作らないでください。</p>	
20	<p>能登に風力発電を 180 基も作る計画は、海や山に多大な影響を与えます。 能登は世界農業遺産として認定されているにもかかわらず、山をけずり、海をよごすような計画は考えなおしてほしいです。 海は山からの豊かな栄養をもらい、カキ貝や魚をはぐくんでいる。穴水をトキの繁しよく地にしようという計画もあり、逆行するような事をしないでほしい。</p>	
21	<p>大型の風力発電の建設はやめてほしい 能登の美しい自然をこわし、周辺の住民の健康被害を招く恐れのある再生エネルギーの計画は見直すべきだと思います。</p>	
22	<p>能登は世界農業遺産に認定されています。 能登の暮らしを守る（海を守る）為にも、環境に配慮したエネルギーを計画してもらいたいです。 原発はもちろん、巨大な風力発電も、環境に大きな負荷のかかるものと思われます。 子ども達の将来や、能登の自然をそのまま残してあげられるよう考えてください。</p>	
23	<p>能登の資源を未来の世代に残せるかどうか、脱炭素達成のために、一度失えばその機能を得るには莫大なコストがかかってしまう資源（特に、鉾打と志賀町・穴水にまたがる事業は水源地でもあります）を「風力発電」に利用することが妥当かどうか、住民の不安に寄り添ってくださることを切に願います。</p>	
24	<p>世界農業遺産として認定されている能登半島における風力発電の建設については、慎重なる上にも慎重な判断が求められます。また、最後の朱鷺が住んでいた地区でもあることをゆめゆめ忘れてはなりません。朱鷺を再び放鳥しようという計画を潰すことになりかねません。この地域は風力発電の不適合地域として県が認定し、事業所には撤退を促すべきです。</p>	

25	<p>四季折々豊かな海産物を自慢に生きている私たちにとって、風力発電、太陽光発電は今まで守ってきた土地を、自然の流れをくずすものでしかない 次世代の子供たちに自信をもってわたせる今をこのまま手渡したいです。 風力、メガソーラはいりません</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。 なお、導入目標については、P29の【導入目標の考え方】に記載のとおり、地域との調和を前提に、再生可能エネルギーの推進という一定の方向性を示すものとして設定しております。</p>
26	<p>計画業者の資本金が1万～10万円などとペーパーカンパニーのような会社があり信用できません。(風力発電計画) のとはエネルギー基地としてではなく、人が安心して生きられるモデル地区として評価されるべきです。</p>	
27	<p>3の「導入目標」について 洋上風力がゼロという点について、これは加賀地方の遠浅海岸部を中心に、可能性を否定すべきではないと考えます。</p>	<p>洋上風力発電については、運転開始までに環境アセスや建設作業に期間を要するほか、再エネ海域利用法による区域指定や事業者公募などの手続が必要であることから、2030年度の導入見込量としては計上してはおりませんが、将来の立地可能性を見据えて、国等の動向を注視するとともに、関連情報の収集に努めていくこととしております。</p>
28	<p>水力に注力するといいいながら、実際の計画では水力発電はほとんど増えません。小水力発電の資源は豊富にあるのに活用されていないと思われるのですが、規制の変更によってもっと活用できるのではないですか？ すでに実績のある技術があるのですから、まだ実用のめども立っていない水素やアンモニアに投資するよりも優先的すべきだと思えます</p>	<p>水力発電については、落差や流量などの条件が整った適地は既に開発済みであり、大規模な新規開発は困難な状況であることから、水力発電全体としてみると、今後の導入見込量は限定的になります。 未開発地点の多い小水力発電については、開発リスクが高く、コストがかかることが課題としてあげられることから、国では、導入検討段階で必要となる流量調査や地元理解の促進等を支援することで新規開発を推進していくこととしており、県としても、事業展開に有用な情報の提供や事業計画の検討支援などを行うことで、導入を促進してまいりたいと考えております。 いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
29	<p>水力発電について、現在県内特に能登地方を中心に、大規模な圃場整備事業が進行中です。圃場の集約・大規模化と共に水路の整備も行われる為、これを積極的に利用しての小水力発電設備の併設が有効と考えます。河川法適用の簡素化や、行政による助成制度の実施を希望します。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>

30	<p>地熱発電の目標値がゼロなのも驚きです。建設までに時間と費用がかかるそうですが、最近ではもっと手軽な小型地熱発電の技術も進んでいます。</p> <p>地熱発電は小水力、バイオマスと並んで重要な地域資源を活用した電源とされているので(p31)、もっと意欲的に取り組んでほしいです</p> <p>すでに実績のある技術があるのですから、まだ実用のめども立っていない水素やアンモニアに投資するよりも優先的すべきだと思います</p>	<p>地熱発電については、県内に導入事例がないことや本県のポテンシャルの状況(0.2億kWh)を踏まえ、2030年度までの導入見込量としては計上しておりませんが、地熱発電の促進に向けた国の取組方針も踏まえて、適切な助言などを実施していくとともに、将来の立地可能性を見据え、関連情報の収集に努めることとしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
----	---	---

第5章 施策の展開		
31	<p>FIT制度の抜本的な見直しにより、民間主体の再エネ導入は今後慎重になると思われるので自治体が自ら発電事業者となって再エネ導入を推進する必要があると考えられる。</p> <p>脱炭素先行地域への応募は(もちろん採択されればだが)その手段として有効と考えられる。</p>	<p>本計画では、P43の(2)「再生可能エネルギー推進連絡会議(国・市町との連携体制)」において、自治体が主体となって行う再生可能エネルギー事業も含め、再生可能エネルギーに関する取組状況、その他先進事例等についての情報共有や意見交換を実施することとしております。</p>
32	<p>「施策の展開」に「2 施策②地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進」とありますが、ここが非常に重要です。事業を急ぐあまり、地域との合意形成がなされないまま、事業者と地主との間で進められることのないように県や市がチェックする機能と体制をつくる必要があると思います。</p>	<p>FIT制度では、「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施すること」を努力義務としており、違反した場合には、再生可能エネルギー特別措置法に基づく国による指導・助言の対象となります。</p> <p>本県としては、施策②の【主な取組】「適切な再生可能エネルギー事業の実施の促進」において、国及び市町と連携して、事業者の計画を早期に共有し、地域住民への説明や関係法令の遵守を促していくこととしております。</p>
33	<p>P.32の「施策② 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進」で、「地域との合意」形成を促進」という記述があるが、地域に住む特定の高齢男性との合意にならないよう、「地域の多様な構成員との合意」に変更いただきたい。</p>	<p>ご指摘の箇所の「地域との合意」とは、その地域の特定の住民の合意のみを指すものではない趣旨で記載しております。</p>
34	<p>過去の事業(青山高原の風力発電)において、周囲に土砂崩れが発生するなどの被害があっても、フレコンを置いただけで、十分な対応をしていると説明している事業者がいた。このような杜撰な対応をする悪質な事業者に対しては、県からも厳しい指導を行うことを明記していただきたい。</p>	<p>FIT制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業が関係法令に違反した場合には、再生可能エネルギー特別措置法に基づく国による指導・助言、改善命令又は認定の取消の対象となります。</p> <p>本県としては、施策②の【主な取組】「適切な再生可能エネルギー事業の実施の促進」において、国及び市町と連携して、関係法令の遵守を促していくこととしております。</p>

35	<p>P32 「事業計画の初期段階での地域住民への説明や関係法令の遵守を促し、適切な再生可能エネルギー事業の実施が図られるようにする。」について、法アセスで不十分なところを県条例、市町条例でどう利害関係調整機能を実装するかがポイントになっている感じがします。開発規制ではもれおちる景観部分の対応を景観条例でするのかなど、各種の条例等による説明責任担保、歩み寄りの基準設定など、県民と事業者間の橋渡し機能が、県、市町に期待されるように思います。</p>	<p>令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、再生可能エネルギー施設の立地を環境保全に支障のない区域に促すための制度が新たに設けられました。</p> <p>この制度では、市町村が環境保全に支障のないエリアに設定した促進区域において、事業を行おうとする事業者に対し、関係法令手続の簡素化の優遇措置を与えるとともに、地域貢献の取組を行わせることで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが期待されております。</p>
36	<p>再生可能エネルギー発電事業について規制法を制定する 尾根に設置する風力発電、山林を伐採してのソーラー発電など自然の破壊につながる事業については当該市町だけでなく隣接する市町にも同様の扱いをした上で規制に入れていただきたい ①説明会の開催 ②計画書の明示（住民のメリット、デメリット。発電終了後の撤去措置等） ③住民合意書の提出</p>	<p>本県では、この制度への対応として、都道府県が定める環境配慮基準の検討や促進区域の設定主体である市町への情報提供に取り組み、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
37	<p>地域共生型再エネ普及推進について。 グローバルな施策や数値目標とは一線を画した、市町村・地域単位でのライフスタイルのあり方を見直し、その土地に根差した推進方法を求めます。そこには再エネを導入しない、という選択肢も含まれます。 また小水力発電等、地域密着型の再エネ発電実現にあたっては、地域住民の電気料金軽減など、その恩恵が直接地域に届く形での実施を望みます。 また開発の立案にあたっては、各地域自治体と共に、初期より動植物、鳥類の専門家の参加と、そこからの意見を全て等しく議論し、計画の推進/廃止を柔軟に決定する事が重要と考えます。</p>	<p>令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、再生可能エネルギー施設の立地を環境保全に支障のない区域に促すための制度が新たに設けられました。</p> <p>この制度では、市町村が環境保全に支障のないエリアに設定した促進区域において、事業を行おうとする事業者に対し、関係法令手続の簡素化の優遇措置を与えるとともに、地域貢献の取組を行わせることで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが期待されております。</p> <p>本県では、この制度への対応として、都道府県が定める環境配慮基準の検討や促進区域の設定主体である市町への情報提供に取り組み、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。</p>
38	<p>国の新方針では地域活性型電源（自家消費型と地域一体型）が競争型電源と分離した形で引き続き支援すべきものとされているようですし、災害対応としてもマイクログリッドの構築の重要性が指摘されています。こうした、自治体が主体になって築いていく地域エネルギーを支援する視点が県の計画には欠けているように思えます。住民が単なる消費者にとどまらず再エネ事業に直接参与することで利益還元を受ける地域エネルギー共同体のような仕組みを強化していただきたいと思います。</p>	<p>本計画では、施策③分散型エネルギーの普及促進において、県内でのマイクログリッドなどの分散型エネルギーシステムの将来的な構築に向け、市町に対して先事例等の情報提供などの支援を行うこととしているほか、P43の(2)「再生可能エネルギー推進連絡会議（国・市町との連携体制）」において、自治体や地域が主体となる再生可能エネルギー事業も含め、再生可能エネルギーに関する取組状況、その他先事例等についての情報共有や意見交換を実施することとしております。</p>

39	<p>都市での発電を増やす 具体的には</p> <p>①県有施設及び市町施設には、太陽光などそれぞれの施設に合った再生可能エネルギーを設置する</p> <p>②一般住宅でソーラー等を希望した際の優遇策を講ずる（消費税分負担等）</p> <p>③ホテル等企業が新建築する際は再生可能エネルギーの設置を義務づける</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
40	<p>燃料電池車の普及に向けては、ごく小規模ではあるが水素ガス発生装置と水素吸蔵合金キャニスターを県内企業が開発しており、マイクロ水車との連携による水素製造の実用化に向けた取り組みがもしなされれば、新たな価値創出の機会になり得る。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
41	<p>P. 40 の「6 エネルギー種別ごとの取組方針」の陸上風力についての箇所、促進区域制度についての記述があるが、能登に促進区域を集中させることがないよう、割当制を導入する旨を記載してほしい。</p>	<p>地球温暖化対策推進法の改正により新たに創設されたご指摘の促進区域制度においては、環境省令や都道府県が定める環境配慮基準に従った環境保全に支障のおそれがないエリアの中から、市町村が地域との調和を図りながら促進区域を設定することとされております。</p>
42	<p>住民への説明を業者任せにせず、行政が説明会にも立ち会い、双方の意見を理解していただきたい。</p> <p>住民に対し、業者が誠意をもって対応しているのか、また、県として、市と連携するなどして、住民の不安が妥当なものかをきちんと調査してください。</p> <p>→現状は、住民の意見書や説明会での要望に応えず同じような説明を繰り返すばかりです。同じ繰り返しであっても住民は、生活の中から時間を割いて業者に向き合わざるを得ず、「説明会をした」という事実ばかりが積み上げられ実際には対話ができていません。</p> <p>現在鉦打地区に来ている風力発電事業は、複数事業に切り分けられていますが全体としてみれば今までに例をみない規模の大規模開発であり、湧き水・農業用水・騒音・防災（さらには海の牡蠣養殖への影響）など、慎重に県としても調査・検討していただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>本県では、環境影響評価手続において、関係市町や住民等の意見も踏まえ、事業者が騒音や超低周波音、景観、土砂災害、水源等の影響の評価のほか、他事業者が計画する風力発電事業との複合的な影響の評価や、住民等の不安の払拭に向けた説明会・対話の場の随時開催・分かりやすい説明等を行うよう意見しているところです。</p> <p>事業者は、県の意見を勘案して、騒音や超低周波音等の影響の評価等を行うことになっております。</p> <p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
43	<p>風力発電に関する説明会は現在は当該の地区のみの説明会となっておりますが、自然景観を考慮するならば、町民全体への説明会も必用となってきます。町民全体向けの説明会を県は事業所に対して指導すべきと思いますが、考えているのでしょうか。</p> <p>風力の設置予定基数が多いこと、事業所が個別に説明会を開催していても全体像が把握できないので、事業所がまとめて説明会を開くなり、設置基数の調節をすべきではないのか。</p>	

44	<p>志賀町では、稼働中も含めて 148 基の風力発電が予定されており、そのほとんどが稗造地区に関係する個所となります。その稗造地区においては、全体像がつかめるような説明会の工夫と騒音や低周波の及ぼす影響がどの程度あるのか。また、民家と風力発電との距離はどれくらい必要と考えているのか提示して下さい。</p> <p>平地か山地というように立地条件による違いもあるが、平地では 10 数キロ離れていても騒音被害を訴える事例があると報告されています。</p> <p>騒音については防音装置などで対処できるが、低周波については風力を止めるか被害を訴える人が引越すしか解決しようがないと言われていています。地域との調和を図ると明記していますが、どのように解決していくつもりなのかを提示してください。</p>	<p>本県では、環境影響評価手続において、関係市町や住民等の意見も踏まえ、事業者が騒音や超低周波音、景観、土砂災害、水源等の影響の評価のほか、他事業者が計画する風力発電事業との複合的な影響の評価や、住民等の不安の払拭に向けた説明会・対話の場の随時開催・分かりやすい説明等を行うよう意見しているところです。</p> <p>事業者は、県の意見を勘案して、騒音や超低周波音等の影響の評価等を行うことになっております。</p> <p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
45	<p>大規模に山を削っての開発は、今後起こりうる局地的豪雨や巨大台風による地滑りや土砂崩れを引き起こす危険性を十分に考慮しなくてはなりません。また山は水源地です。水脈の寸断は、農業だけでなく漁業にも大きな影響を及ぼします。形だけでない環境アセスメント調査を望みます。</p>	
46	<p>現在能登地区において大きな風力発電事業が多数計画されています。しかし、風力発電機が大きくなれば大きくなるほど環境負荷が大きくなることは明白です。能登地域の最大の資源は世界農業遺産にも登録された「能登の里山里海」に象徴される豊かな自然環境です。風力発電事業者が山の尾根を切り開き、運搬用の道路を造設・拡張するような環境負荷の大きな事業を行うことで「能登の里山里海」が壊されないよう、石川県からも必要な条件を厳しく設定する必要があります。</p>	<p>再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
47	<p>山の尾根が荒れることで、「能登の里山里海」が破壊され、特に七尾西湾・富来湾周辺の漁業者に甚大な被害が出るのが予想されます。住民への被害が起こった際には、再生可能エネルギー推進のために犠牲を被った住民へのきちんとした保証を行うべきであり、事業者が保証をしない場合には石川県が責任をもって対応することが求められます。住民保証に関しても計画に明記していただきたい。</p>	<p>住民の方へ被害が生じた際の責任主体については、案件ごとに個別に判断されるべきものであるため、一律の対応を記載することは困難であると考えております。</p>
48	<p>再生可能エネルギーの普及は、「エネルギー自給」及び「分散型エネルギー」という観点から重要と考えています。</p> <p>ただし、SDGs“持続可能な開発目標”という点では、普及だけでなく、いずれ訪れる設備の大量廃棄の問題についても、将来に向けて考慮する必要があります。</p> <p>事業者は FIT を利用した投資目的で事業を乱立させる傾向があり、20 年間の売電後にメガソーラーや風力発電施設をどのように維持、または撤去及び廃棄するのかを明確にしておく必要があります。風力発電事業者のいずれも事業毎の合同会社を設立しており、撤去と廃棄まで事業の責任を負えるのか、法的に問うことが可能なのか疑問です。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、再生可能エネルギー特別措置法の改正により、再生可能エネルギー発電施設の廃棄等費用について、原則として源泉徴収的に外部積立を行うことで、確実な積立てを担保する制度が創設されております。</p> <p>太陽光発電については、令和 4 年 4 月からこの制度が適用されることになっておりますが、風力発電については対象となっていないことから、風力発電への適用について、国に要望しているところです。</p>

49	<p>施策の展開を論じる前に、現在、再エネ開発による被害を訴えている方たちの声を聞く必要があります。既存の風車による騒音や低周波による不眠や頭痛の訴え、ソーラー発電設置に由来する土砂流入はよく耳にします。</p> <p>電気の消費量に応じて、市町ごとに再生エネ開発の割り当てをするような形にしないと、過疎地が再エネ植民地のようになってしまいます。</p> <p>ソーラーや風力発電は、大規模なものにすると問題が生じるので、小さなものを適切に設置する方向のほうがいいのではないのでしょうか。ソーラーや風力発電は、必ずしも大規模な施設や送電線を必要としないというところが強みです。</p> <p>特にソーラーに関しては、山林を開発するより、都市部に設置する方がいいと考えます。住宅や駐車場、公共施設、工場（跡地含む）、ゴミ処理場など幅広くご検討ください。</p> <p>能登には里山里海にふさわしいエネルギーの在りかたがあると思っています。個人やコミュニティを中心とし、里山里海を整備し豊かにするような形でエネルギーをつくり、必要なら売電して、地元にお金が残るような施策もあればいいのですが。大規模なものは都市部や海外にお金が出るだけですし、いろんなリスクを背負う地元にとっては、まったく割に合いません（雇用も税収入も限定的です）。</p>	<p>本県では、施策②の【主な取組】「適切な再生可能エネルギー事業の実施の促進」や「改正温対法による促進区域制度への対応」の取組を進めていくことで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進していくとともに、環境影響評価手続において、再生可能エネルギー施設が与える環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいりたいと考えております。</p> <p>太陽光発電については、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーとして災害対策の観点でも活用が期待されていることから、こうした分散型エネルギーとしての普及や住宅・建築物への導入促進、県有施設への導入にも取り組んでいくこととしております。</p>
50	<p>P. 40 で、洋上風力についての記述があるが、国から洋上風力発電を押し付けられないよう、最大限の注意を払ってほしい（秋田県の窮状を参考にされたい）。</p>	<p>洋上風力発電については、国が促進区域を指定し、海域の長期占用を許可する再エネ海域利用法の枠組により、漁業等との共存共栄、関連産業の健全な発展などの観点も踏まえて、案件形成が進められていくものと認識しており、引き続き、関連情報の収集等に努めてまいります。</p>
51	<p>小水力発電導入が進まない要因の一つとして、当該設備に実績のある国内水車メーカーが少ないことが挙げられるが、石川県内には県内企業の製品がある。</p> <p>導入目標について白山市内（990kW）、金沢市内（140kW）と挙げているが、上記製品は落差1m程度の低落差にも対応しており、実際には更なる発電ポテンシャルがあるものと考えられる。</p> <p>またそれなりの規模の農業用水が整備されている、能美市や野々市市などについても発電ポテンシャルは少なからずあると考えられる。農業分野における再エネ導入推進にも有効。</p> <p>発電目的以外のダム利用、ダムからの河川維持放流や砂防堰堤の利用などから、加賀市や小松市、能登地区などについても発電ポテンシャルが少なからずあると考えられる。</p> <p>いずれにせよ各地点ごとに、詳細な発電ポテンシャル調査を実施することが有用と考えられる。</p> <p>マイクロ水車であるがゆえに、分散化電源に適しており、系統接続への影響も少ない。災害時のレジリエンス強化に向けた地域活用電源として有用と考えられる。</p>	<p>本県では、これまで、小水力発電の導入を促すため、可能性の高い農業用水路や農業用ダム及び県が管理する砂防堰堤について導入可能性調査を実施し、その結果を公表してきたところです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>

52	<p>P41「木質バイオマスをはじめとしたバイオマス発電・熱利用等は」とあるものの、実際にはFIT制度による発電にばかり目がいき、結果として、地域資源の劣化をおこなっている傾向が現実の社会の中で起きている感じがします。この点、需要者側主導の自家消費型第三者所有地設置の太陽光発電と同じような発想として、熱需要者側主導の自家消費型バイオマス熱利用システムの設置を支援する方法があるように思います。ここで、林業組合との供給協定締結にあたりどちらかが不利にならないよう、また、地域資源の劣化にならないよう県が指導助言する仕組みが期待されるように思います。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
53	<p>地熱発電については白山麓の温泉地や和倉温泉付近でプロポーザル方式により国内事業者に実現の可能性を委ねるべきではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
<p>第6章 計画の推進</p>		
54	<p>P.43「第6章の計画の推進」の推進体制のひとつに「(1)相談窓口の設置」が挙げられているが、「事業者等からの相談」だけでなく、周辺住民からの相談も受けることを明記すべきではないのか。</p>	<p>FIT制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルの発生が増えていることから、国(中部経済産業局)においては、地域住民の皆様向けのサポート窓口を設置し、不適切案件等に関する問合せに対応しております。</p> <p>県としては、P43の「(3)地域と調和した導入に向けた国・市町との連携体制」において、市町やサポート窓口の設置主体である国と連携しながら、適切な再生可能エネルギー事業の実施を促進してまいりたいと考えております。</p>
55	<p>P.43の「(5)脱炭素社会の実現に向けた推進体制」については、省エネ対策、その他の温室効果ガス排出削減対策だけでなく、炭素の吸収や貯留も対策に加えてほしい。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーのみならず、省エネ対策、吸収源対策、その他の温室効果ガスの排出削減対策を一体的に進めていくことが重要であると考えており、本県では、「石川県環境総合計画」において、関係部局が連携して取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
56	<p>計画の推進には石川県産業創出支援機構(ISICO)のような施策普及組織の設立運営や利害関係者への指導も必須と考えられます。特に浮体式洋上発電施設の立地は火力発電や原子力発電並みの資金が投資されるようですが、これらの設置期間、設置後の運営には県民の福祉向上に役立つ形となるよう監視、点検、指導も重要です。最大の立地効果を狙うための課題整理や推進体制について今回の計画で触れておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>洋上風力発電については、国が促進区域を指定し、海域の長期占用を許可する再エネ海域利用法の枠組により、漁業等との共存共栄、関連産業の健全な発展などの観点も踏まえて、案件形成が進められていくものと認識しており、引き続き、関連情報の収集等に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>

57	<p>県、市町の役割に「自然環境や景観、周辺住民の生活環境との調和が図れるよう促す」とありますが、促すではなく、しっかりとした規制法の策定と施行を求めます。特に地域住民（隣接市町を含む）の同意書がなければ事業着手できないことを明記していただきたい。</p>	<p>令和3年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、再生可能エネルギー施設の立地を環境保全に支障のない区域に促すための制度が新たに設けられました。</p>
58	<p>ソーラー発電・陸上風力発電の2点を例にしてゾーニングの必要性を提言します。</p> <p>(1) ソーラー発電の問題 ソーラー発電が住宅地の目の前に広がったら、生活の質が大きく損なわれる。住宅地から一定距離を離してソーラー発電を建設すべきだ。 静岡県伊豆山ではないが、大雨の土砂流出の恐れの問題もある。樹木を伐採し、草を刈り取り、その後を砂利やコンクリートで固めパネルの反射光・反射熱に晒され、気温が上がリ、環境が大きく損なわれ、多種の昆虫や生物が住めなくなる恐れが生ずる、と考えられる。生活環境を損ねないためにもゾーニングは必須である。</p> <p>(2) 陸上風力発電の問題 敷地一面がコンクリートなどで覆われることはないが、機材運搬時の作業道確保で山頂までの(多くは従来の林道の)大幅な拡幅、樹木伐採、土砂流出、等問題あり。 陸上風力発電はソーラー発電の問題に加え、①超低周波騒音、②羽根の影のシャドーフリッカー、③夜間の赤色光点滅(観光客の星空観賞に支障)、④山頂に林立する風車による景観劣化 等々の問題がある。</p> <p>(3) ゾーニングの設定 上記のような再エネ設置のマイナス面の問題解決のために適正距離を条例で明確に定める必要がある。即ちゾーニングである。 ゾーニング決定には大きな影響を受ける恐れのある関係者を構成員に加えるべき。具体的には、①団体代表の参加 ②公募による住民参加であり、①には以下が含まれることを提言したい。 地域代表、第一次産業(水産業、農業)代表、観光業代表、自然保護団体代表、その他 影響を受ける可能性のある団体</p>	<p>この制度では、市町村が環境保全に支障のないエリアに設定した促進区域において、事業を行おうとする事業者に対し、関係法令手続の簡素化の優遇措置を与えるとともに、地域貢献の取組を行わせることで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入が進んでいくことが期待されております。</p> <p>本県では、この制度への対応として、都道府県が定める環境配慮基準の検討や促進区域の設定主体である市町への情報提供に取り組み、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。</p> <p>また、再生可能エネルギー施設が与える環境への影響に関しては、環境影響評価手続において、環境への影響が回避・低減されるよう、環境保全の観点から必要な意見を述べてまいります。</p>
59	<p>自然を壊すような再エネ開発を阻止できるよう、条例を整備する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>大規模な再エネ開発は地元を簞奪するだけなので、要注意です。地元の信用金庫の融資でまかなえるぐらいのものが適正サイズです。</p> <p>自然や生態系を豊かにするよう、真の意味での再エネを、石川県モデルとして世の中に提示していけないのでしょうか。</p> <p>再生可能エネルギー推進だけではなく、石川県の豊かな里山里海を、炭素ストックの場としてとらえ、環境を守りながら、経済的な豊かさにも結び付けられるような施策を推進していただきたいです。</p>	

60	<p>環境アセスメントの適用面積を狭く（厳しく）ゾーニングした上で、尚且つ環境アセスメント対象地域の面積は、住宅地に隣接する地域については標準より減じる。</p> <p>その割合は50%を基本としつつ別途条例で定める。</p> <p>複数市町にまたがる（隣接地域を含む）建設計画で複数事業者・同一事業者による環境アセスメント適用外の申請（分割申請）には、県（または市町）の権限により施設申請近隣面積を合計し、環境アセスメント対象とする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
61	<p>アセスメント業者による調査が不十分である。たまたまこの業者のアセスメントの問題であったのかもしれないが、本質的な問題があると言わざるを得ない。アセスメントを請け負った事業者は誠意をもって調査するとしても、利益を上げなければならないとの制約がある。次の受注のためにも発電事業者に有利な調査結果を報告する恐れが無いとは言えない。</p> <p>よって、環境アセスメントの調査には、発電事業者の選定する環境アセスメント事業者ではなく、県の指定した事業者（または入札）、或いは環境アセスメント関連有識者会議等が推薦した事業者から選定すべきである。但し、調査費用は発電事業者が負担する。</p>	<p>環境影響評価法では事業者が自ら調査を実施することとなっているところです。</p>
62	<p>計画審査をする有識者会議などに広範囲なメンバーを</p> <p>再エネ活用は必須であるが再エネの目的まで遡ると、地球的規模での温暖化抑制など環境問題である。これは即ち私たちの生活環境の保全に通じるものであるので、「再エネ活用のお題目のために生活環境にマイナス影響を及ぼしてはならない」との基本方針があるはずである。</p> <p>よって再エネ計画推進に当たり、その影響を受ける恐れがある住民・団体の参加を必須とすべきである。</p> <p>具体的には、①団体代表の参加 ②公募による住民参加であり、①には下記が含まれることを提言したい。能登は世界農業遺産にも登録されているので、その関係者の意見は貴重である。</p> <p>地域代表、第一次産業（水産業、農業）代表、観光業代表 ホテル・旅館業代表、自然保護団体代表、その他 影響を受ける可能性のある団体</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
63	<p>県有施設及び市町施設への再エネ設置一覧（既設、予定とも）を明示していただきたい。</p>	<p>既設の県有施設及び市町施設については、P53の参考資料4に一覧を掲載しております。</p> <p>その他、県有施設につきましては、県ホームページにおいても既設の施設の一覧を掲載しているところであり、今後も、新たに設置した施設について順次掲載していくこととしております。</p>